

令和4年9月
浜田市議会定例会議議案

令和4年9月1日

令和4年9月浜田市議会定例会議付議事件

議案

- 認定第1号 令和3年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 令和3年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 令和3年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第4号 令和3年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第5号 令和3年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第6号 令和3年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第7号 令和3年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第8号 令和3年度浜田市水道事業会計決算認定について
- 認定第9号 令和3年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について
- 認定第10号 令和3年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について
- 議案第53号 浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第54号 浜田市手数料条例の一部を改正する条例について
- 議案第55号 浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について
- 議案第56号 浜田市幼児教育センター条例の制定について
- 議案第57号 浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例について
- 議案第58号 浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について
- 議案第59号 浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第60号 市道路線の認定について(井野190号線)
- 議案第61号 令和4年度浜田市一般会計補正予算(第6号)
- 議案第62号 令和4年度浜田市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第63号 令和4年度浜田市公共下水道事業会計補正予算(第1号)
- 同意第2号 浜田市教育委員会委員の任命について
- 同意第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

報 告

報告第 11 号 浜田市土地開発公社の経営状況の報告について

報告第 12 号 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団の経営状況の報告について

報告第 13 号 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

認定第 1 号

令和 3 年度浜田市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度浜田市一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 2 号

令和 3 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 3 号

令和 3 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度浜田市駐車場事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 4 号

令和 3 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度浜田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 5 号

令和 3 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度浜田市漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 6 号

令和 3 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度浜田市生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第7号

令和3年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、令和3年度浜田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和4年9月1日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 8 号

令和 3 年度浜田市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度浜田市水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 9 号

令和 3 年度浜田市工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度浜田市工業用水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認定第 10 号

令和 3 年度浜田市公共下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度浜田市公共下水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

議案第 53 号

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年浜田市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア（ア）中「第 2 条の 4」を「当該子の出生の日から第 3 条の 2 に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から 6 月を経過する日、第 2 条の 4」に、「、2 歳」を「当該子が 2 歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

（ア） その養育する子が 1 歳に達する日（以下「1 歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の 1 歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第 3 号に掲げる場合に該当して当該子の 1 歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

（イ） その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第 2 条第 3 号ウを削り、同号を同条第 4 号とし、同条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 浜田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 27 年浜田市条例第 40 号）第 4 条第 3 項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

第 2 条の 3 第 3 号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

(3) 1 歳から 1 歳 6 月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第 3 条第 7 号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定め

る特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合)

当該子の1歳6月到達日

第2条の3第3号中イをウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が)」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合)とする。

第2条の4中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日

とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であって、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「、当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とし、同条の次に次の1条を加える。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

第15条の2中「(平成27年浜田市条例第40号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の浜田市職員の育児休業等に関する条例第3条(第5号に係る部分に限る。)及び第11条(第6号に係る部分に限る。)の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第 54 号

浜田市手数料条例の一部を改正する条例について

浜田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市手数料条例の一部を改正する条例

浜田市手数料条例（平成 17 年浜田市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 35 号中「第 85 条第 5 項」を「第 85 条第 6 項」に改め、同条第 44 号中「第 87 条の 3 第 5 項」を「第 87 条の 3 第 6 項」に改め、同条第 45 号中「（「計画」という。）」を「（「建築等計画」という。）又は同条第 6 項及び第 7 項の規定による長期優良住宅維持保全計画（次号並びに別表第 7 及び別表第 8 において「維持保全計画」という。））」に改め、同条第 46 号中「計画の変更」を「建築等計画の変更又は同項の規定による維持保全計画の変更」に改め、同条第 47 号及び第 48 号中「計画」を「建築等計画」に改める。

別表第 7 第 1 項中「計画」を「建築等計画」に、「をいう。以下この表及び次表において同じ」を「をいう。以下この表及び次表において「確認書等」という」に改め、同表第 2 項中「計画」を「建築等計画」に、「確認書又は住宅性能評価書」を「確認書等」に、「をいう。以下この表において同じ。」を「をいう。」に、「額。以下この表において同じ。」を「額」に改め、同表第 3 項中「計画」を「建築等計画」に、「又は」を「若しくは」に改め、「の場合」の次に「又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が一戸建ての住宅の場合」を加え、「確認書」を「確認書等」に改め、同表第 4 項中「計画」を「建築等計画」に、「又は」を「若しくは」に改め、「に限る。）」の次に「又は維持保全計画の認定を受けようとする住宅が共同住宅等の場合（床面積の合計が 500 m²以内のものに限る。）」を加え、「確認書」を「確認書等」に、「認定申請数で除して得た額」を「認定申請数（1 の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の認定又は維持保全計画の認定の申請の数をいう。）で除して得た額（その額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）」に改める。

別表第 8 第 1 項中「計画」を「建築等計画」に、「確認書又は住宅性能評価書」を「確認書等」に改め、同表第 2 項中「計画」を「建築等計画」に改め、「（以下この表において「変更に係る床面積の合計」という。）」を削り、「確認書又は住宅性能評価書」を「確認書等」に、「をいう。以下この表において同じ。」を「をいう。」に、「額。以下この表において同じ。」を「額」に改め、同表第 3 項及び第 4 項を次のように改める。

3	建築等計画の変更の認定又	1 件	34,000 円（変更後の建築等計画
---	--------------	-----	--------------------

<p>は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前表第3項の建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた一戸建ての住宅の場合</p>		<p>又は維持保全計画（次項において「変更後の計画」という。）に係る確認書等の提出がある場合にあっては、9,000円）</p>
<p>4 建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定を受けようとする住宅が前表第4項の建築等計画の認定又は維持保全計画の認定を受けた共同住宅等の場合（建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定に係る住戸が属する1の建築物の当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の2分の1の面積と当該建築等計画又は当該維持保全計画の変更に係る部分のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計が500㎡以内のものに限る。）</p>	<p>1件</p>	<p>157,000円（変更後の計画に係る確認書等の提出がある場合にあっては、33,000円）を変更認定申請数（1の共同住宅等（区分所有住宅を除く。）に係る住戸について行われる建築等計画の変更の認定又は維持保全計画の変更の認定の申請の数をいう。）で除して得た額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、第2条第35号及び第44号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（第2条第35号及び第44号の改正規定を除く。）による改正後の浜田市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る手数料について適用し、同日前に受け付けた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

議案第 55 号

浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例について

浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市立幼稚園条例の一部を改正する条例

浜田市立幼稚園条例（平成 17 年浜田市条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 名称 浜田市立浜田幼稚園
- (2) 位置 浜田市熱田町 820 番地 1

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 56 号

浜田市幼児教育センター条例の制定について

浜田市幼児教育センター条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市幼児教育センター条例

(目的及び設置)

第1条 幼児教育（小学校就学前の子どもに対する教育をいう。以下同じ。）の充実を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、浜田市幼児教育センター（以下「幼児教育センター」という。）を浜田市熱田町820番地1に設置する。

(事業)

第2条 幼児教育センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 幼児教育関係者の研修に関する事。
- (2) 幼児教育関係者の相談及び支援に関する事。
- (3) 幼児教育の調査及び研究に関する事。
- (4) 幼児教育の情報の収集及び提供に関する事。
- (5) その他浜田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(職員)

第3条 幼児教育センターに、所長その他必要な職員を置く。

(その他)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第 57 号

浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例について

浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市実践研修生滞在施設条例の一部を改正する条例

浜田市実践研修生滞在施設条例（平成 17 年浜田市条例第 187 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「農業研修」を「実践研修」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、施設の貸付状況を勘案し、市長が特に認める場合は、実践研修以外の研修を受ける医師等に貸し付けることができる。

第 4 条に次のただし書を加える。

ただし、前条ただし書の規定により貸し付ける場合は、この限りでない。

第 17 条第 1 項中「当該施設」を「施設」に、「30 日前」を「当該施設を明け渡す日の 30 日前（市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。）」に改める。

第 18 条第 1 項各号列記以外の部分中「次の」の次に「各号の」を加え、「当該施設」を「施設」に改め、同項第 4 号中「とき」の次に「（第 3 条ただし書の規定により貸付けを受けた場合を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例について

浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市営住宅条例等の一部を改正する条例

(浜田市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 浜田市営住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 247 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

第 4 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) その他市長が適当と認める方法

第 11 条第 4 項及び第 5 項を削る。

第 17 条第 1 項中「第 11 条第 4 項の入居可能日」を「、第 11 条に規定する入居の手続が完了した日」に改める。

第 51 条中「第 11 条第 4 項」とあるのは「第 49 条第 2 項」と、「入居可能日」を「第 11 条に規定する入居の手続が完了した日」に改める。

第 67 条中「第 11 条第 4 項の入居可能日」を「第 11 条に規定する入居の手続が完了した日」に改める。

(浜田市地域定住住宅条例の一部改正)

第 2 条 浜田市地域定住住宅条例（令和 2 年浜田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「定住住宅の」を削り、同項第 1 号を次のように改める。

(1) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

第 5 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(4) その他市長が適当と認める方法

(浜田市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第 3 条 浜田市特定公共賃貸住宅条例（平成 17 年浜田市条例第 249 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出し中「募集方法」を「公募の方法」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

市長は、入居者の公募を次に掲げる方法のうち、2 以上の方法によって行うものとする。

(1) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

(2) 浜田市報への掲載

(3) 浜田市ホームページへの掲載

(4) その他市長が適当と認める方法

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定による」を「前項の」に改め、「少なくとも」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

第5条中「、前条第1項の規定にかかわらず」を削る。

第11条第4項及び第5項を削る。

第15条第1項中「第11条第4項の入居可能日」を「第11条に規定する入居の手続が完了した日」に改める。

第42条中「第11条第4項の入居可能日」を「第11条に規定する入居の手続が完了した日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例について

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市地域定住住宅条例の一部を改正する条例

浜田市地域定住住宅条例（令和 2 年浜田市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

別表重富住宅の項、今市住宅の項、栃木住宅 2 号棟の項及び栃木住宅 5 号棟の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 60 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

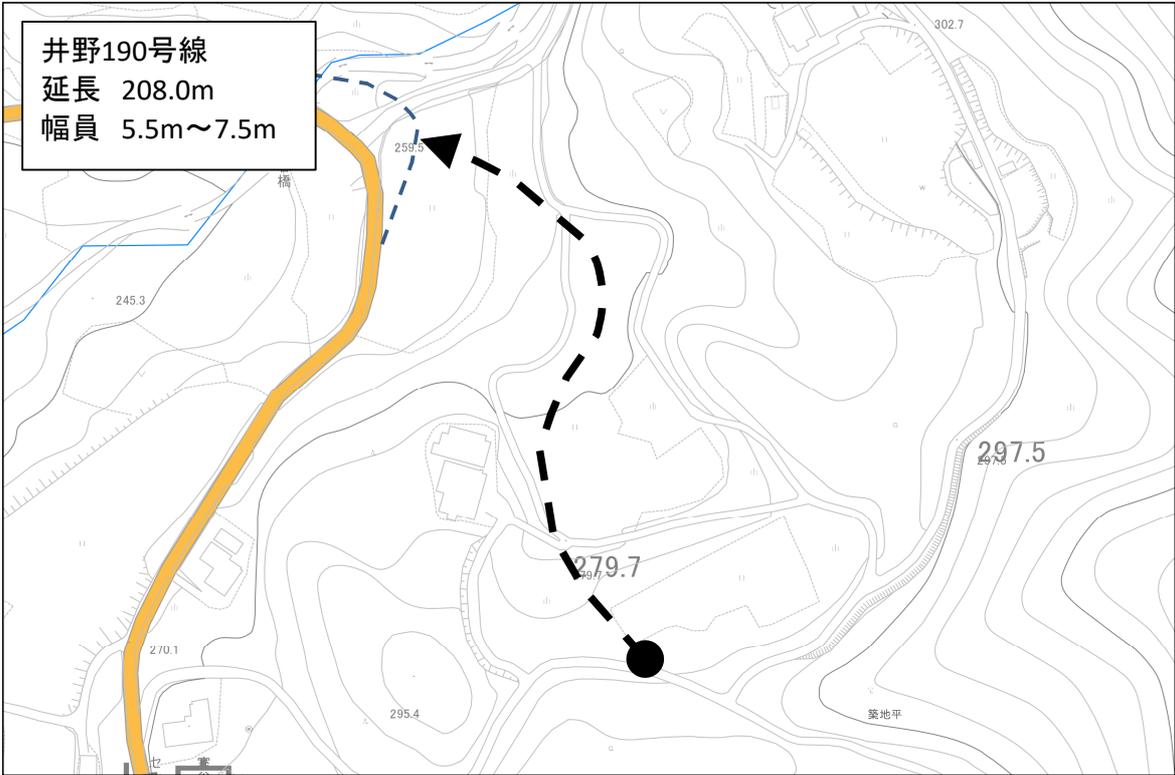
令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

認 定



詳細図



令和 4 年度

浜田市一般会計補正予算 (第 6 号)

令和 4 年度 浜田市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 4 年度浜田市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,251,403 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,465,299 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		39,854	△3,118	36,736
	1 地方特例交付金	39,854	△3,118	36,736
11 地方交付税		11,900,000	453,853	12,353,853
	1 地方交付税	11,900,000	453,853	12,353,853
15 国庫支出金		6,924,071	31,443	6,955,514
	1 国庫負担金	4,004,478	△4,990	3,999,488
	2 国庫補助金	2,865,888	36,433	2,902,321
16 県支出金		2,754,838	△18,700	2,736,138
	1 県負担金	1,669,722	△15,598	1,654,124
	2 県補助金	964,767	△3,102	961,665
19 繰入金		3,501,046	△294,189	3,206,857
	1 基金繰入金	3,501,046	△294,189	3,206,857
20 繰越金		1	1,085,773	1,085,774
	1 繰越金	1	1,085,773	1,085,774
21 諸収入		1,006,663	82,392	1,089,055
	5 雑収入	596,078	82,392	678,470
22 市債		2,939,600	△86,051	2,853,549
	1 市債	2,939,600	△86,051	2,853,549
歳入合計		40,213,896	1,251,403	41,465,299

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		5,826,602	1,316,796	7,143,398
	1 総務管理費	5,186,028	1,286,316	6,472,344
	3 戸籍住民基本台帳費	152,845	30,480	183,325
3 民生費		11,549,966	△ 26,385	11,523,581
	1 社会福祉費	6,619,018	△ 26,385	6,592,633
4 衛生費		3,094,892	501	3,095,393
	1 保健衛生費	1,925,803	501	1,926,304
6 農林水産業費		3,693,699	5,608	3,699,307
	1 農業費	1,432,218	5,608	1,437,826
10 教育費		3,095,850	0	3,095,850
	1 教育総務費	1,150,333	0	1,150,333
12 公債費		6,279,363	△ 45,117	6,234,246
	1 公債費	6,279,363	△ 45,117	6,234,246
歳出合計		40,213,896	1,251,403	41,465,299

第 2 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
臨時財政対策債	千円 340,000	千円 253,949

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金	39,854	△3,118	36,736
11 地方交付税	11,900,000	453,853	12,353,853
15 国庫支出金	6,924,071	31,443	6,955,514
16 県支出金	2,754,838	△18,700	2,736,138
19 繰入金	3,501,046	△294,189	3,206,857
20 繰越金	1	1,085,773	1,085,774
21 諸収入	1,006,663	82,392	1,089,055
22 市債	2,939,600	△86,051	2,853,549
歳入合計	40,213,896	1,251,403	41,465,299

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2総務費	5,826,602	1,316,796	7,143,398	24,975		6,666	1,285,155
3民生費	11,549,966	△26,385	11,523,581	△18,235			△8,150
4衛生費	3,094,892	501	3,095,393	3,199			△2,698
6農林水産業費	3,693,699	5,608	3,699,307	2,804			2,804
10教育費	3,095,850	0	3,095,850	0			
12公債費	6,279,363	△45,117	6,234,246				△45,117
歳出合計	40,213,896	1,251,403	41,465,299	12,743	0	6,666	1,231,994

2 歳 入

10 地方特例交付金 (1 地方特例交付金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
10 地方特例交付金	39,854	△3,118	36,736
1 地方特例交付金	39,854	△3,118	36,736
1 地方特例交付金	39,854	△3,118	36,736
11 地方交付税	11,900,000	453,853	12,353,853
1 地方交付税	11,900,000	453,853	12,353,853
1 地方交付税	11,900,000	453,853	12,353,853
15 国庫支出金	6,924,071	31,443	6,955,514
1 国庫負担金	4,004,478	△4,990	3,999,488
1 民生費国庫負担金	3,422,780	△4,990	3,417,790
2 国庫補助金	2,865,888	36,433	2,902,321
1 総務費国庫補助金	731,175	35,901	767,076
2 民生費国庫補助金	235,600	532	236,132
16 県支出金	2,754,838	△18,700	2,736,138
1 県負担金	1,669,722	△15,598	1,654,124
1 民生費県負担金	1,509,969	△15,598	1,494,371
2 県補助金	964,767	△3,102	961,665
1 総務費県補助金	49,799	1,141	50,940

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	地方特例交付金	△3,118	地方特例交付金 △3,118
1	地方交付税	453,853	普通交付税 453,853
1	社会福祉費負担金	△4,990	保険基盤安定制度事業費 △4,990
1	総務管理費補助金	13,208	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 10,009 過疎地域持続的発展支援交付金 2,949 地域経済循環創造事業交付金 250
2	戸籍住民基本台帳費補助金	22,693	個人番号カード交付事務費 8,701 戸籍電算化事務費 13,992
1	社会福祉費補助金	532	地域生活支援事業費 532
1	社会福祉費負担金	△15,598	国民健康保険基盤安定事業費 △15,598
1	総務管理費補助金	1,141	公共交通燃料費高騰緊急対策事業費 1,141

16 県支出金（2 県補助金）

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
4 農林水産業費県補助金	406,083	2,804	408,887
7 教育費県補助金	59,438	△7,047	52,391
19 繰入金	3,501,046	△294,189	3,206,857
1 基金繰入金	3,501,046	△294,189	3,206,857
1 財政調整基金繰入金	1,312,566	△300,855	1,011,711
5 まちづくり振興基金繰入金	203,266	6,666	209,932
20 繰越金	1	1,085,773	1,085,774
1 繰越金	1	1,085,773	1,085,774
1 繰越金	1	1,085,773	1,085,774
21 諸収入	1,006,663	82,392	1,089,055
5 雑入	596,078	82,392	678,470
2 雑入	596,076	82,392	678,468
22 市債	2,939,600	△86,051	2,853,549
1 市債	2,939,600	△86,051	2,853,549
10 臨時財政対策債	340,000	△86,051	253,949
歳入合計	40,213,896	1,251,403	41,465,299

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
1	農業費補助金	2,804	被災農業用施設等復旧支援事業費 2,804
1	教育総務費補助金	△7,047	学校支援員配置事業費 △7,047
1	財政調整基金繰入金	△300,855	財政調整基金繰入金 △300,855
1	まちづくり振興基金繰入金	6,666	まちづくり振興基金繰入金 6,666
1	前年度繰越金	1,085,773	前年度繰越金 1,085,773
8	民生費雑入	82,392	後期高齢者医療療養給付費負担金返還金 82,392
1	臨時財政対策債	△86,051	臨時財政対策債 △86,051

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	5,826,602	1,316,796	7,143,398	24,975		6,666	1,285,155
1 総務管理費	5,186,028	1,286,316	6,472,344	2,282		6,666	1,277,368
2 人事管理費	124,109	56,168	180,277				56,168
6 財産管理費	588,221	640,507	1,228,728				640,507
7 企 画 費	2,129,724	24,994	2,154,718	2,282		6,666	16,046
18 諸 費	47,133	564,647	611,780				564,647

2 総務費（1 総務管理費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
1 報酬	45,128	1 産休・育休等代替職員費	56,168
3 職員手当等	2,903		
4 共済費	7,427		
8 旅費	710		
24 積立金	640,507	1 財政調整基金積立金	550,000
		2 公共施設長寿命化等推進基金積立金	90,507
7 報償費	3,000	1 ふるさと寄附促進事業	13,046
18 負担金補助及び交付金	8,948	2 結婚新生活支援事業	3,000
		3 給油所給油設備改修支援事業	6,666
24 積立金	13,046	4 原油価格・物価高騰対策地域公共交通事業者支援事業	2,282
22 償還金利子及び割引料	564,647	1 国県補助金等精算返還金	564,647

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 戸籍住民基本 台帳費	152,845	30,480	183,325	22,693			7,787
1 戸籍住民基本 台帳費	152,845	30,480	183,325	22,693			7,787

2 総務費（3 戸籍住民基本台帳費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	1,950	1 戸籍住民基本台帳事務費 787
3	職員手当等	372	2 戸籍事務電算化事業 13,992
4	共済費	382	3 個人番号カード交付事業 15,701
7	報償費	12,000	
8	旅費	126	
10	需用費	123	
11	役務費	635	
12	委託料	14,779	
13	使用料及び賃借料	113	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,549,966	△26,385	11,523,581	△18,235			△8,150
1 社会福祉費	6,619,018	△26,385	6,592,633	△18,235			△8,150
1 社会福祉総務費	1,034,573	△27,450	1,007,123	△20,588			△6,862
3 障がい者福祉費	2,280,011	1,065	2,281,076	532			533
4 老人福祉費	1,907,668	0	1,907,668	1,821			△1,821

3 民生費（1 社会福祉費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区	分		
27	繰出金	△27,450	1 国民健康保険特別会計繰出金 △27,450
12	委託料	1,065	1 地域生活支援事業 1,065

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4 衛 生 費	3,094,892	501	3,095,393	3,199			△2,698
1 保健衛生費	1,925,803	501	1,926,304	3,199			△2,698
4 環境衛生費	621,130	501	621,631	3,199			△2,698

4 衛生費（1 保健衛生費）

（単位：千円）

節		金額	説明
区分			
7 報償費		123	1 市民と共に学ぶ環境づくり事業 501
8 旅費		236	
10 需用費		72	
13 使用料及び賃借料		70	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	3,693,699	5,608	3,699,307	2,804			2,804
1 農 業 費	1,432,218	5,608	1,437,826	2,804			2,804
2 農業総務費	232,879	5,608	238,487	2,804			2,804

6 農林水産業費（1 農業費）

（単位：千円）

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	5,608	1 被災農業用施設等復旧支援事業 5,608

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	3,095,850	0	3,095,850				
1 教育総務費	1,150,333	0	1,150,333				
3 教育研究指導費	197,649	0	197,649				

10 教 育 費 (1 教育総務費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
12 公 債 費	6,279,363	△45,117	6,234,246				△45,117
1 公 債 費	6,279,363	△45,117	6,234,246				△45,117
2 利 子	218,080	△45,117	172,963				△45,117

12 公 債 費 (1 公 債 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
22 償還金利息及び割引料	△45,117	1 長期債利息 △45,117

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(858) 599 人	931,962 千円	2,322,554 千円	1,853,215 千円	5,107,731 千円
補 正 前	(821) 599	884,884	2,322,554	1,849,940	5,057,378
比 較	(37)	47,078		3,275	50,353
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	916,327 千円	6,024,058 千円			
補 正 前	908,518	5,965,896			
比 較	7,809	58,162			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(38) 566 人		2,310,721 千円	1,696,779 千円	4,007,500 千円
補 正 前	(38) 566		2,310,721	1,696,779	4,007,500
比 較					
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	772,487 千円	4,779,987 千円			
補 正 前	772,487	4,779,987			
比 較					

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数	給 与 費			
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計
補 正 後	(820) 33 人	931,962 千円	11,833 千円	156,436 千円	1,100,231 千円
補 正 前	(783) 33	884,884	11,833	153,161	1,049,878
比 較	(37)	47,078		3,275	50,353
区 分	共 済 費	合 計	備 考		
補 正 後	143,840 千円	1,244,071 千円			
補 正 前	136,031	1,185,909			
比 較	7,809	58,162			

注 ()は短時間勤務の職員数 (外数)

職員手当の 比較	区 分	管理職手当	初任給調整手当	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当
	補正後	44,049 ^{千円}		87,286 ^{千円}	1,157 ^{千円}	38,430 ^{千円}
	補正前	44,049		87,286	1,157	38,430
	比 較					
	区 分	通 勤 手 当	単身赴任手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当
	補正後	49,016 ^{千円}		5,332 ^{千円}	150,615 ^{千円}	17,376 ^{千円}
	補正前	49,091		5,332	150,612	17,376
	比 較	△75			3	
	区 分	宿 日 直 手 当	管理職員特別勤務手当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	災害派遣手当
	補正後	45 ^{千円}	1,576 ^{千円}	652,114 ^{千円}	393,861 ^{千円}	
	補正前	45	1,576	648,767	393,861	
	比 較			3,347		
比 較	区 分	退職手当組合負担金	退職手当組合 加入特別負担金	退職手当組合 特 別 負 担 金		
	補正後	376,929 ^{千円}		35,429 ^{千円}		
	補正前	376,929		35,429		
	比 較					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額	増減事由別内訳	説 明	備 考
給 料	0 ^{千円}	1 給与改定に伴う 増減額		
		2 普通昇給に伴う 増減額	普通昇給分	
		3 その他の増減分	退職に伴う減額 新規採用に伴う増額 他会計との異動等による増減額 昇格等による増減額 その他による増減等 給料額の削減による減額	

職員手当	3,275 千円		管理職手当 初任給調整 扶養手当 地域手当 住居手当 通勤手当 単身赴任手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 夜間勤務手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当 期末手当 勤勉手当 災害派遣手当 退職手当組合負担金 退職手当組合加入特別負担金 退職手当組合特別負担金	千円 △75 3 3,347	会計年度任用職員による減 会計年度任用職員による増 会計年度任用職員による増
------	----------	--	---	-------------------------------------	--

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分		前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 増 減 見 込 額		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
臨 時 財 政 対 策 債	補 正 前 の 額	10,815,034	340,000	1,517,334	9,637,700
	補 正 額		△ 86,051		△ 86,051
	補 正 後 の 額	10,815,034	253,949	1,517,334	9,551,649
計	補 正 前 の 額	47,855,884	2,939,600	6,061,283	44,734,201
	補 正 額		△ 86,051		△ 86,051
	補 正 後 の 額	47,855,884	2,853,549	6,061,283	44,648,150

令和 4 年度

浜田市国民健康保険 特別会計補正予算 (第 1 号)

令和 4 年度 浜田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度浜田市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 68,875 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,017,589 千円とする。
- 2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

表 歳入歳出予算補正（事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		741,969	45,485	787,454
	1 国民健康保険料	741,969	45,485	787,454
4 県支出金		4,545,589	△7,636	4,537,953
	1 県補助金	4,545,589	△7,636	4,537,953
6 繰入金		655,188	△27,450	627,738
	1 他会計繰入金	645,188	△27,450	617,738
7 繰越金		1	45,688	45,689
	1 繰越金	1	45,688	45,689
8 諸収入		4,507	12,788	17,295
	3 雑収入	2,003	12,788	14,791
歳入合計		5,948,714	68,875	6,017,589

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国保事業費納付金		1,244,122	10,399	1,254,521
	1 医療給付費	909,654	10,705	920,359
	2 後期高齢者支援金	266,823	△3,333	263,490
	3 介護納付金	67,645	3,027	70,672
6 基金積立金		759	42,018	42,777
	1 基金積立金	759	42,018	42,777
8 諸支出金		111,396	16,458	127,854
	1 償還金及び還付加算金	3,123	16,458	19,581
歳 出	合 計	5,948,714	68,875	6,017,589

歳入歳出補正予算事項別明細書
(事業勘定)

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	741,969	45,485	787,454
4 県支出金	4,545,589	△7,636	4,537,953
6 繰入金	655,188	△27,450	627,738
7 繰越金	1	45,688	45,689
8 諸収入	4,507	12,788	17,295
歳入合計	5,948,714	68,875	6,017,589

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3国保事業費納付金	1,244,122	10,399	1,254,521	△7,636		△27,450	45,485
6基金積立金	759	42,018	42,777				42,018
8諸支出金	111,396	16,458	127,854			12,783	3,675
歳 出 合 計	5,948,714	68,875	6,017,589	△7,636	0	△14,667	91,178

2 歳 入

1 国民健康保険料 (1 国民健康保険料)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
1 国民健康保険料	741,969	45,485	787,454
1 国民健康保険料	741,969	45,485	787,454
1 一般被保険者国民健康保険料	741,922	45,485	787,407
4 県支出金	4,545,589	△7,636	4,537,953
1 県補助金	4,545,589	△7,636	4,537,953
1 保険給付費等交付金	4,545,589	△7,636	4,537,953
6 繰入金	655,188	△27,450	627,738
1 他会計繰入金	645,188	△27,450	617,738
1 一般会計繰入金	645,188	△27,450	617,738
7 繰越金	1	45,688	45,689
1 繰越金	1	45,688	45,689
1 その他繰越金	1	45,688	45,689
8 諸収入	4,507	12,788	17,295
3 雑入	2,003	12,788	14,791
4 雑入	1	12,783	12,784
5 退職被保険者等返納金	0	5	5
歳入合計	5,948,714	68,875	6,017,589

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
1 医療給付費分現年分	36,910	医療給付費分現年分	36,910
2 後期高齢者支援金分現年分	2,457	後期高齢者支援金分現年分	2,457
3 介護納付金分現年分	6,118	介護納付金分現年分	6,118
2 特別交付金	△7,636	保険給付費等交付金（特別交付金）	△7,636
1 保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	△17,470	保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）	△17,470
2 保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△9,980	保険基盤安定繰入金（保険者支援分）	△9,980
1 その他繰越金	45,688	その他繰越金	45,688
1 雑 入	12,783	診療報酬返還金	12,783
1 退職被保険者等返納金	5	退職被保険者等返納金	5

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 国保事業費納付金	1,244,122	10,399	1,254,521	△7,636		△27,450	45,485
1 医療給付費	909,654	10,705	920,359	△7,636		△4,735	23,076
1 一般被保険者 医療給付費分 事業費納付金	909,625	10,705	920,330	△7,636		△4,735	23,076

3 国保事業費納付金 (1 医療給付費)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	10,705	1 一般被保険者医療給付費分事業費納付金 10,705

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者支援金	266,823	△3,333	263,490			△18,569	15,236
1 一般被保険者 後期高齢者支援金分事業費 納付金	266,814	△3,333	263,481			△18,569	15,236

3 国保事業費納付金 (2 後期高齢者支援金)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	△3,333	1 一般被保険者後期高齢者支援金分 事業費納付金 △3,333

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 介護納付金	67,645	3,027	70,672			△4,146	7,173
1 介護納付金分 事業費納付金	67,645	3,027	70,672			△4,146	7,173

3 国保事業費納付金 (3 介護納付金)

(単位：千円)

節		説明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	3,027	1 介護納付金分事業費納付金 3,027

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 基金積立金	759	42,018	42,777				42,018
1 基金積立金	759	42,018	42,777				42,018
1 財政調整基金積立金	759	42,018	42,777				42,018

6 基金積立金 (1 基金積立金)

(単位：千円)

節		金額	説明
区	分		
24	積立金	42,018	1 財政調整基金積立金 42,018

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 諸支出金	111,396	16,458	127,854			12,783	3,675
1 償還金及び還付加算金	3,123	16,458	19,581			12,783	3,675
3 償 還 金	1	16,458	16,459			12,783	3,675

8 諸支出金 (1 償還金及び還付加算金)

(単位：千円)

節		説	明
区	分		
22	償還金利子及び割引料	16,458	1 償 還 金 16,458

令和 4 年度

浜田市公共下水道事業会計補正予算 (第 1 号)

令和4年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和4年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和4年度浜田市公共下水道事業会計予算第5条から第9条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
浜田処理区整備事業費 (管渠整備事業第一工区、第二工区)	令和5年度から 令和9年度まで	2,857,336千円

令和4年9月1日 提出

浜田市長 久保田 章 市

予算に関する説明書

1 債務負担行為に関する調書

事 項	限度額	前年度末までの支払義務発生(見込)額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫補助金	企業債	損益勘定 留保資金等
浜田処理区整備事業費 (管渠整備事業 第一工区、第二工区)	千円 2,857,336	—	—	令和5年度から 令和9年度まで	千円 2,857,336	千円 984,341	千円 1,872,900	千円 95

同意第 2 号

浜田市教育委員会委員の任命について

浜田市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	地方公務員
氏 名	倉 本 一 三
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 宇 津 豊 (令和 4 年 11 月 18 日まで)

任 期 4 年

根拠法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条第 1 項

同意第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 4 年 9 月 1 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	大 島 正 治
生年月日	(省略)

住 所	(省略)
職 業	無 職
氏 名	森 内 純 子
生年月日	(省略)

(参 考)

前任者 大 島 正 治 (令和 4 年 12 月 31 日まで)
森 内 純 子 (令和 4 年 12 月 31 日まで)

任 期 3 年

根拠法 人権擁護委員法第 9 条